

マネー・ローンダリング等の防止に関する基本方針

当社は、金融システムの健全性維持のため、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下、「マネー・ローンダリング等」といいます。）防止の重要性を認識し、重要な経営課題のひとつと位置づけ、以下のとおりを定めます。

1.法令等遵守 当社は、犯罪による収益の移転防止に関する法律をはじめとするマネー・ローンダリング等防止のための各種法令等、監督官庁の指針等針を遵守いたします。

2.適切な顧客管理 当社は、顧客との取引にあたり適切な取引時確認を実施いたします。

3.疑わしい取引の届出 当社は、取引時において検知された疑わしい顧客や取引等について、速やかに当局へ届出を行う態勢を整備します。

4.社内研修等の実施 当社は、マネー・ローンダリング等の防止について継続的な指導・研修等を実施し、社内における周知・徹底を図ります。

5.管理態勢の構築 当社は、統括業務管理責任者のもと、マネー・ローンダリング等の防止に向けた管理態勢の構築を整備します。

以上

2026年2月24日